

# 工事中の消防計画

年　月　日

## (目的)

第1条 この計画は\_\_\_\_\_の工事中における防火管理について必要な事項を定め、工事に伴う火災等災害を予防し、使用部分及び工事部分の安全を確保することを目的とする。

## 工事概要

（記入欄）

## (工事従事者等の義務)

第2条 工事中に従事する者及び資材搬入等のために出入りする者はこの計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

## (防火管理者及び防火責任者)

第3条 防火管理に関する業務を円滑に行うため工事の種類ごとに防火責任者を置くものとする。

## (災害発生時の任務分担)

第4条 火災等災害発生時の任務分担は、別紙のとおりとする。

- 2 各任務担当者は、工事の進捗に合わせ、災害発生時の使用電話、避難経路等を常に把握しておかなければならない。

## (防火管理者等の義務)

第5条 防火管理者は、防火管理についての一切の権限と責任を有し、次の業務を行う。また、当該工事種別に係る防火管理業務を行う。

- 1 この消防計画の変更等についての検討
- 2 工事従事者等に対する防火教育、監督
- 3 火気使用設備器具、石油類、可燃性ガス、電気設備等の点検実施監督
- 4 消防本部予防係及び使用部分の関係者  
（店長、防火管理者\_\_\_\_\_）への連絡
- 5 火気取り扱いの規制、その他防火管理上必要な事項

## (使用部分との連絡)

第6条 次の場合、防火管理者は使用部分の防火管理者と連絡・協議するものとする。

- 1 この計画書及び使用部分の消防計画書の内容の検討及び変更を行う場合
- 2 消防用設備等の試験のためベル、サイレン等を鳴動させる場合
- 3 使用部分の消防用設備等の機能に支障を及ぼすおそれのある配管の弁の操作、管、電線の接続工事、電源のしや断等を行う場合
- 4 使用部分を使用して工事用資材を搬入する場合
- 5 その他必要な場合

(作業終了時の点検・報告)

第7条 各防火責任者は、毎日作業終了時に火気使用設備等、電気設備、喫煙所等の火気の点検を行い防火管理者に報告しなければならない。

(使用部分と工事部分の区画)

第8条 使用部分と工事部分の間は、仮設の壁を設け区画する。

- 2 区画する材料は、不燃材料を用いる。
- 3 区画する壁の位置及び構造は、別図のとおりとする。
- 4 区画する壁に出入り口を設ける場合は、関係者以外立入禁止の表示をする。
- 5 工事の進捗状況を見て、4の出入り口が非常口として使用できる場合は、その旨を表示する。

(工事部分の避難経路の確保)

第9条 使用部分への避難通路は、資材その他により避難経路の障害がないようにする。

(避難階段使用不能の対策)

第10条 工事により使用部分の \_\_\_\_\_ 避難階段が使用できない期間は、\_\_\_\_\_への通路を確保する。

(避難経路の確保)

第11条 工事用資機材等は、使用部分の避難経路に置かない。

- 2 資材等は、荷崩れなどによる通路閉鎖などの障害がないように置く。
- 3 使用部分を使用して資材等を搬入する場合は、定休日又は閉店時に行う。

(危険物等の取扱い)

第12条 工事に使用するガソリン、軽油、油性塗料、プロパンガス等は、容器への品名表示、転倒落下のおそれのない措置等、各々適切な方法で保管する。

- 2 保管場所には「火気厳禁」の表示をする。

(火気使用設備等)

第13条 溶接・溶断機、グラインダー、トーチランプ、アスファルト溶解設備、暖房器具等を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し又は不燃材料による遮へいを設けて行う。

(喫煙管理)

第14条 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙場所と定め「喫煙所」の表示をする。

- 2 喫煙所以外での喫煙を禁止する。
- 3 喫煙所には、灰皿として水バケツを備える。
- 4 喫煙所は、工事の進捗状況により変更する。

(消火器の設置)

第15条 次の場所に消火器を設置する。

- 1 第12条、第13条、第14条に規定する場所。
- 2 階ごとに各部分から歩行距離が20m以下となる場所の通路。

(異常気象時の巡視)

第16条 工事従事者等は強風、地震、大雨等の異常気象時には、工事中の建物の巡視を行い被害の未然防止にあたる。

(計画書の周知)

第17条 この計画は、各種工事の着手前に統括防火管理者から防火責任者を通じ、すべての工事従事者等に周知するものとする。

(関係書類の添付)

第18条 工事工程表、工事範囲図等必要な書類を添付する。